

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第 83 号）（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物（法第21条の3第1項に規定する建設工事に伴い生じるものに限る。以下「法届出対象産業廃棄物」という。）を生じる事業場の外において自ら当該法届出対象産業廃棄物の保管をしようとする場合に、法の規定による届出を要することとなることに伴い、法届出対象産業廃棄物の保管をするときは、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）の規定による届出を要しないこととしました。
- 2 産業廃棄物処理業者（法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。）の事業の用に供する施設（産業廃棄物の保管の場所を含む。）の敷地内にその事業活動に伴い生じた産業廃棄物を保管するときは、条例の規定による届出を要しないこととしました。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管をするときは、条例の規定による届出を要しないこととしました。
- 4 非常災害のために必要な応急措置としてその事業活動に伴い生じた産業廃棄物を保管しようとする事業者は、あらかじめ条例の規定による届出をすることを要しないこととし、当該保管をした日から起算して14日以内に市長に届出をすれば足りることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 83 号

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「ときは」の右に「、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（産業廃棄物の保管の場所を含む。）又は産業廃棄物処理施設の敷地内に産業廃棄物を保管するとき。

第3条第2項に次の2号を加える。

(4) 法第12条第3項若しくは第4項又は第12条の2第3項若しくは第4項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管をするとき。

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管をするとき。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 非常災害のために必要な応急措置として前項の産業廃棄物を本市の区域内において保管した事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 前項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる事項

(2) 保管した産業廃棄物の種類及び数量

(3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める事項

第5条中「第3条第1項」の右に「又は第2項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第22条第1号中「第3条第1項」の右に「又は第2項」を加える。

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項並びに第4項の前の見出し及び同項から第9項までを削り、第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)